

あなたのおうちは“合併処理”ですか？

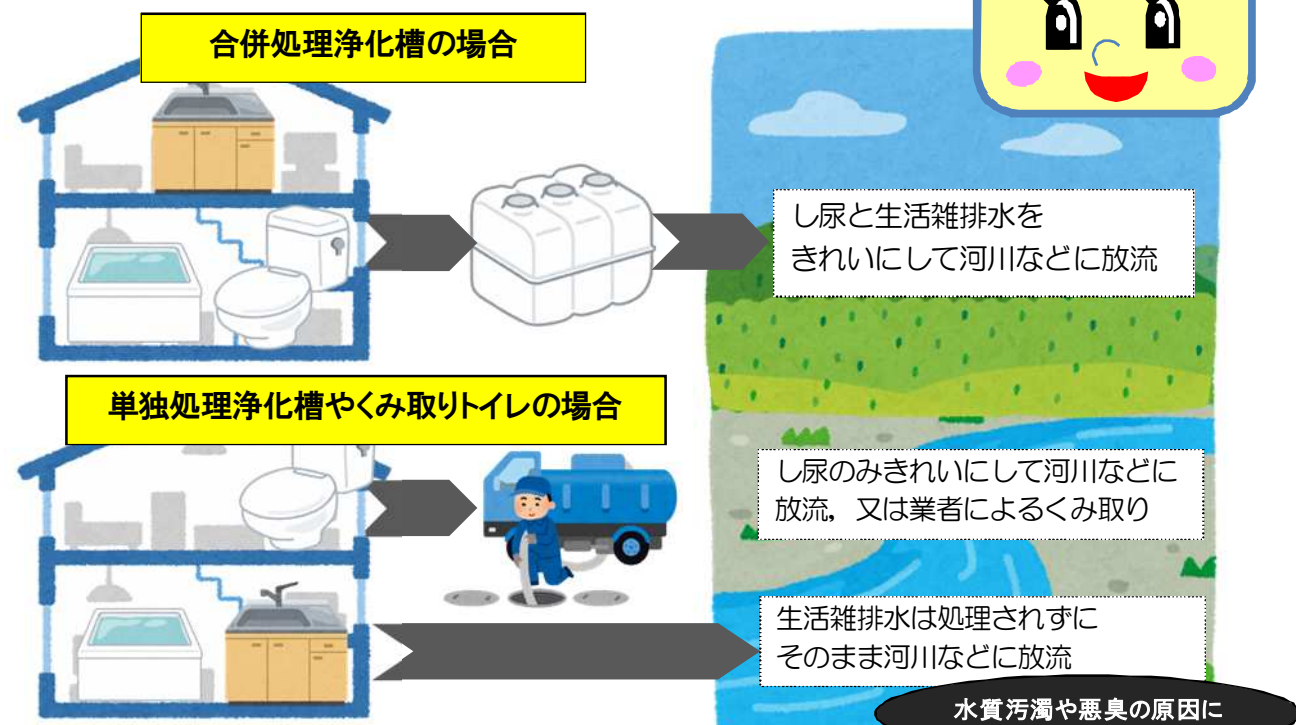
生活排水（下水）は、大きく分けて「し尿」（トイレの排水）と「生活雑排水」（台所や風呂などの排水）の2種類があります。

この2種類を両方とも処理することを「合併処理」といいますが、単独処理浄化槽やくみ取りトイレでは生活雑排水を処理することができません。

【生活排水の適正処理の可否】

	し尿 (トイレ)	生活雑排水 (台所・風呂など)
合併処理浄化槽	○	○
単独処理浄化槽	○	×
くみ取りトイレ	○	×

合併処理浄化槽なら
し尿も生活雑排水も
処理できるんだよ♪



単独処理浄化槽やくみ取りトイレを使っている方は
“合併処理浄化槽”に入替えをしましょう。

こんな制度もあります

既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽に入替えをする方を対象に、工事費から補助金額を引いた差額（自己負担額）について、金利・手数料が無料で分割払いができるよう、宇都宮市が金融機関に融資のあっせんをする制度があります。

【書類の提出先やお問合せについて】

宇都宮市 上下水道局 水質管理課
TEL : 028-633-2001 FAX : 028-633-3394
E-mail : u76004200@city.utsunomiya.tochigi.jp

令和6年度 浄化槽補助金 のご案内



宇都宮市上下水道局

宇都宮市浄化槽設置費補助制度の概要

補助対象者

以下の建物に、合併処理浄化槽を設置する方（50人槽以下のものに限り。）

- 専用住宅
- 店舗兼併用住宅（居住部分が延べ床面積の2分の1以上であること）
- 地域集会所、保育所・幼稚園

（注意）上記のほか、補助申請者の要件として、市税の滞納がないことや、設置する住宅に居住するなどの条件があります。また、合併処理浄化槽を既にお使いの方は補助制度の対象外となる場合があります。補助制度の対象に該当するかは水質管理課に問い合わせください。

補助対象事業

対象になる工事

- 合併処理浄化槽の設置
- 敷地内処理装置の設置（※）
- 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から入れ替える場合の宅内配管工事（※）
- 既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去（※）

（※）合併処理浄化槽の設置工事と同時施工の場合に限り。

対象になる区域

- 浄化槽整備区域・公共下水道全体計画区域

対象区域の詳細は、水質管理課にお問合せください。

補助額

（単位：円）

対象区域	工事種別 人槽区分	合併処理浄化槽 の設置	敷地内処理装置 の設置	単独処理浄化槽・くみ取り便槽 からの入替えの場合	
				宅内配管工事	不要槽の撤去
浄化槽 整備区域	5人槽 (130㎡以下)	425,000	90,000	300,000	120,000
	7人槽 (130㎡超)	505,000	115,000		
	10人槽以上 (2世帯住宅)	665,000	130,000		
公共下水道 全体計画区域	5人槽 (130㎡以下)	332,000	90,000	対象外	120,000
	7人槽 (130㎡超)	414,000	115,000		
	10人槽以上 (2世帯住宅)	548,000	130,000		

補助額の例

【例1】新築の専用住宅（130㎡以下）に5人槽と敷地内処理装置を設置する場合
（5人槽）425,000円 + （敷地内処理装置）90,000円 = 補助額 515,000円

【例2】既存住宅にある単独処理浄化槽からの入替えで7人槽を設置する場合
（7人槽）505,000円 + （宅内配管工事）300,000円 + （不要槽の撤去）120,000円 = 補助額 925,000円

【例3】公共下水道全体計画区域内の新築の専用住宅（130㎡以下）に5人槽を設置する場合
（5人槽）332,000円 = 補助額 332,000円

補助の流れ

